

令和7年8月27日
監査委員事務局

住民監査請求に係る意見陳述について

唐津市在住の個人から地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求（唐津市職員措置請求書）が提出され受理しました。

については、地方自治法第242条第7項に基づく請求人による意見陳述の聴取を実施します。

1 日時

9月3日（水）15時から1時間程度

2 場所

市役所大手口別館6階会議室

3 住民監査請求の要旨

別紙のとおり

4 その他

陳述中の写真、ビデオ等の撮影および録音は禁止します。

ただし、監査委員が許可した場合において、陳述開始前に限り撮影を認めます。

本件の問い合わせ先

監査委員事務局

担当：坂井

電話：直通 72-9164（内線 3411）

住民監査請求の要旨

(請求書の原文のとおり)

公金の不正支出是正、改善に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

行政連絡員の業務及び謝金の支出については、行政連絡員設置条例施行規則第7条及び第9条に規定されているが、本市では行政連絡員が条例施行規則第7条に定める業務を本人自らが行っていないにも拘らず、謝金は条例施行規則どおり、満額が支給されている。

この事実は、公金の不正支出（行政連絡員の不正受給）にあたり、市長に是正、改善を求めるものである。